

令和 8 年 4 月

保護者の皆様

武蔵野市立第四小学校  
校長 小泉 裕樹

## 緊急時の学校の対応について

本校では、大震災や荒天による風水害などが起きた場合の対応について、武蔵野市教育委員会から示された「地震の規模による対応の目安」などを基に、下記のとおり原則を設けております。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 児童の引き渡し

次のような場合は、学校で責任をもって何時までも児童を預かり、学校で保護者に直接引き渡します。

- (1) 震度5弱以上の地震が起きたとき
- (2) 大きな災害のため電話などがつながらず、保護者と連絡が取れないとき
- (3) 災害のために都内の交通機関が全面的に長時間止まり、保護者が帰宅できないとき
- (4) 地割れや台風・火事などのため、通学路の安全が確保できないとき
- (5) 刃物などを持った不審者が、学校の周りに潜伏しており、児童だけで帰宅させることが危険であると予測される時

※引き渡しを行う場合は、基本的には校支援の保護者連絡帳アプリか電話で、その旨を連絡します。

ただし、連絡等が通じないような災害の場合は、必ず学校での引き渡しになりますので、直接学校までおいでください。「非常災害時の児童引き渡しカード」に記載された第一次から三次までの方に引き渡します。

#### 2 児童の集団下校

次のような場合は、担当の教員が引率してコース別に集団下校させます。

- (1) 台風や降雪などのために、道路の状況が通常と異なる時
- (2) 震度4程度の地震などが起き、道路等に被害はないが注意が必要な時
- (3) 不審者などの情報があり、危険性は低いですが注意が必要な時

※1 集団下校を行う場合は、いずれも危険性、緊急性は高くないものの、下校時刻を揃えて集団で下校した方が安全な場合です。この場合も、基本的には校支援の保護者連絡帳アプリか電話で、その旨を連絡します。ただし、引き渡しを希望する家庭の児童や保護者の在宅が確認できなかった家庭の児童は、学校でお預かりし、「非常災害時の児童引き渡しカード」に記載された第一次から三次までの方に直接引き渡します。

※2 集団下校の場合でも、引き渡しを希望される方は、4月10日（金）までに担任に連絡帳でお知らせください。

### 3 登校時間の変更

天候や不測の事態で、やむなく登校時間を変更する場合は、基本的に校支援の保護者連絡帳アプリか電話で、午前7時30分までにその旨を連絡します。

連絡がないかぎり、通常の登校時間（午前8時10分～20分）です。午前7時30分まで連絡を待っていたために、登校が遅くなっても「遅刻」の扱いにはなりません。また、登校させるのは危険と保護者が判断した場合は無理をさせずに、学校にその旨を連絡してください。この場合も「遅刻」の扱いにはなりません。

次のような場合は、以下のことに気を付けて登校させてください。

- (1) 台風や暴風雨の場合は、突風でもものが飛んでくることがや雨具が自動車に巻き込まれないように注意するとともに、河川や側溝、陥没箇所、水たまりなどに足を取られたり、流されたりすることがないように注意してください。
- (2) 降雪の場合は、滑りにくい靴で登校させてください。

※雨の中、児童が登校すると気を付けていても靴下が濡れて、寒くて風邪をひく例が多々見られます。ビニール袋に入れた履き替えようの靴下を持参すると、1日中快適に学習できます。登校時に靴下が濡れた場合は、登校後靴下をビニール袋に入れ、履き替えるようご家庭で指導してください。靴下、ビニール袋それぞれに忘れずに記名してください。

※台風や暴風雨、降雪等のたびに、お知らせは今後いたしませんので、特に連絡はなくても、この原則に基づいてお願いいたします。

### 4 下校時刻の繰り上げ

台風や暴風雨、降雪などの天候により、通常の下校時刻に下校させると危険だと予測される時や、集団感染の予防のため、早く帰宅させることが必要な場合は、基本的に校支援保護者連絡帳アプリか電話で、下校時刻を繰り上げることを連絡します。ただし、自宅に入れない児童は定刻の下校時刻になってから下校をさせるか、学校でお預かりします。

### 5 下校時刻の繰り下げ

台風や暴風雨、降雪などの天候により、通常の下校時刻に下校させると危険なときは、児童を学校に待機させ、安全が確保されてから下校させます。基本的に校支援の保護者連絡帳アプリか電話で、下校時刻を繰り下げることが連絡しますが、暴風雨やいわゆるゲリラ豪雨などの天候は、刻々と状況が変化するので、校支援の保護者連絡帳アプリの連絡が間に合わない場合があることをあらかじめご承知おきください。また、家庭の都合や念のため、お迎えに来ていただいて構いません。その場合は、担任から引き渡しを行います。

### 6 その他

- (1) 引き取りやお迎えに際しては、自動車やオートバイ、自転車の利用はやめてください。
- (2) 地域の実情や、危険の程度の違いなどにより、近隣の小中学校とは異なる対応になる場合もあります。
- (3) このお知らせの用紙は、年度末（令和9年3月末日）まで保存をお願いいたします。なお、同じものをいつでもご覧いただけるようホームページにもアップロードしております。
- (4) 臨時休業等の判断基準については、「武蔵野市立小・中学校における非常変災時の臨時休業等の判断基準について」に基づき判断します。（令和7年6月23日追記）

以 上